

NEWS 01

4月から障害者総合支援法が施行されます

難病の方への福祉サービスを拡充

これまでの「障害者自立支援法」

障害福祉サービス

居宅介護 ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などを行う
短期入所 自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行う
就労継続支援 一般企業での就労が困難な人への働く場の提供、就労に必要な知識・能力向上のための訓練など

補装具

車いすや歩行器などの購入と修理に必要な費用の支給

日常生活用具

電気式たん吸引器やパルスオキシメーターなどの給付

身体障がいのある方

知的障がいのある方

精神障がいのある方

難病の方は、障害者自立支援法のサービスの対象になりませんでした

4月1日(月)から、これまでの障害者自立支援法が改正され、新たに「障害者総合支援法」が施行されます。

この改正は、障がいのある方の日常生活や社会生活を幅広く支援することを目指して実施するもの。これにより、新たに難病の方が障害福祉サービスの対象となり、心身の状況に応じて、入浴や

食事などの居宅介護、就労に必要な能力を身に付けるための支援などが受けられるようになります。

サービスを利用するためには申請が必要です。お住まいの区の区役所保健福祉課に相談の上、手続きを行ってください。

【詳細】 区役所(1階)の保健福祉課

4月から

「障害者総合支援法」に改正

今回の改正で何が変わるの？

新たに難病※の方が上記サービスの対象になります。

※全身性エリテマトーデスや重症筋無力症、パーキンソン病など、国が指定する130疾患。

詳細は、区役所(1階)保健福祉課にお問い合わせいただくか、ホームページからも確認できます。

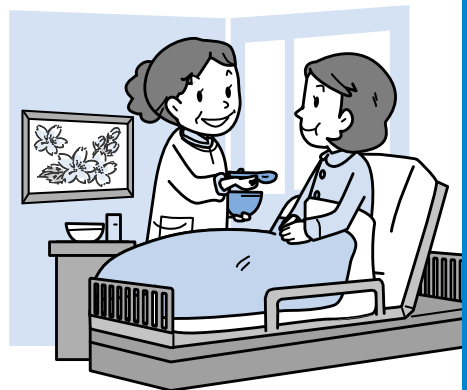
札幌市 総合支援法

検索

サービスを利用するには？

区役所(1階)の保健福祉課への申請が必要です。

- ・申請方法など、詳しくはお問い合わせください。
- ・利用には所得に応じて料金が掛かります(生活保護・市民税非課税世帯の方は無料)。
- ・難病で、かつ、介護保険制度の対象となる方は、介護保険のサービスが優先されます。
- ・難病の医療費助成に関する手続きは、これまでどおり区健康・子ども課で行ってください。



現在、障害者自立支援法のサービスを利用している方は新たな手続きは不要です

現在お持ちの受給者証は、そのまま使うことができます